

遺言・相続について

遺言のすすめ

増える相続問題と遺言
家庭裁判所が取り扱う遺産分割事件が平成22年約1万3500件を超え、その解決に長時間を要しています。公証役場で作られる遺言公正証書も平成22年約8万件を超え、増加の途をたどっています。(公証役場資料より)

なぜ遺言が必要か

自分の死後、遺産をめくり子供たちや親族間に起こる争いを未然に防ぐために、遺言して、あらかじめ各相続人の間の遺産取り分や分配の方法を具体的に決めておくのが良いのです。これが、遺言を必要とする一つの理由です。その他にも「葬式」の可否、喪主の指定や、やり方、お墓、「献体」等「含めて自分流を遺言すること」ができます。

夫婦間に子供がいらない場合、夫婦間に子供がなく、長年連れそった妻または夫に相続させたい時は、遺言が必要で、遺言がなければ、相続人が妻(夫)と夫(妻)の兄弟姉妹の場合は、妻(夫)の相続分は4分の3で、残りの4分の1は夫(妻)の兄弟姉妹が相続することになるからです。

息子の妻に財産を贈りたい場合
息子の妻は、夫の両親の遺産については、全く相続権がありません。例えば、夫に先立たれた妻が、亡夫の親の面倒をどんなに長い間看っていたとしても、亡夫との間に子供がいらない時は、亡夫の親の遺産は、全て亡夫の兄弟姉妹が相続してしまいます。このような場合は、遺言で息子の妻のためにしかるべき遺産を贈る(これを「遺贈」といいます)ようにしておくのが思いやりではないでしょうか。

内縁の妻の場合
「内縁の妻」とは、単なる同棲者ではなく、社会的には妻として認められていながらただ婚姻届けが出されていないだけの事実上の妻のことです。夫の相続権は全くありません。財産を残してあげたい場合は、遺言が必要で、遺言がなければ、相続人が全くいない場合は、特別な事情がない限り、遺産は国庫に帰属します。そこで、遺産を親しい人やお世話になった人にあげたいとか、社会福祉関係の団体、協会、お寺等に寄付したい場合には、その旨を遺言しておく必要があります。

その他
相続人が外国に居住している場合、知人や友人に遺産を贈りたい場合、相続権のない孫に贈りたい場合等、遺言を決めておく必要があります。

遺言は誰でもできる
遺言とは、一口で言えば、個人の生前の意思をその死後に実現させる為の制度で、満15歳以上の者であれば、誰でも自由

に遺言することができます。
日本では、民法の法定相続に對して遺言があれば遺言が優先するのですから、「財産を残すなら、遺言も遺せ」が常識になるでしょう。

遺言の方式
法律は、遺言について厳格な方式を定めています。同時に、なるべく遺言しやすいように、普通の場合の方式として

イ、公正証書による遺言
ロ、自筆証書による遺言
ハ、秘密証書による遺言

このほか、特別な場合の方式もありますが、最も多く利用されている方法は、公正証書遺言と自筆証書遺言ですが、公正証書遺言の方が最も確実な方法であるといえます。



建物とりこわしによる 賃借人の退去

相談事例 (その98)

6月のある日、川崎区で生活保護を受けているSさんから相談がありました。
「今、部屋を借りている建物のオーナーから建物の老朽化によって退去をせまられ、困っているどうしたら良いのですよ

うか」と言うことでした。
詳しく話を聞き、調べたところ、確かに老朽化が進み住むのも厳しい状況でした。早速、部屋を探すことにしましたが、生活保護を受けていて、体調も良くないので慎重に案内することにしました。

親切な不動産屋さんの対応もあり、良い部屋が見つかりました。
転居先への賃貸借に関わる費用も保護の範囲内で市からできます。
気をつけなければいけないのは部屋の中に家具やゴミ等残置物が生じた時です。
旧賃貸人との間で退去に関する文書を交わす際に借家人が負担するという記載がないと残置物撤去費用は市に負担してもらえずに、賃貸人が負担することになりますので注意してください。

すべて、処理が終わればSさんには新しい住まいも気に入って喜んでいただきました。
生活保護を受けていても、手続きをスムーズにすれば問題は少なく解決できます。
その時はくらしの相談センターに相談して下さいね。



くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2013年11月 第122号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/



読者の ひろば



写真



「いいじゃん川崎」と同日のバザー風景
(10/19日センター前)



10月の相談内容と件数

(9月21日～10月20日に受けたもの)

相談内容	件数		
	2013年 1-9月合計	当月	2013年 1-10月合計
高齢者問題	9	3	12
住宅問題	35	5	40
生活保護	30	1	31
身障者問題	0	0	0
就職・仕事	11	1	12
医療・病院	18	1	19
市への要求	17	4	21
多重債務	5	0	5
架空請求	1	0	1
税金・年金・保険	10	1	11
交通事故	7	0	7
子供問題	4	2	6
離婚問題	3	0	3
弁護士等の紹介	2	0	2
マンション問題	0	0	0
不動産・相続	16	0	16
その他	100	12	112
合計	268	30	298
開業からの総合計 (2003年9月)			5163

10月の相談

今月は住宅問題の相談が5件と多くありました。特に住宅リフォームに関わって信頼のおける業者を選ぶことは充分に分かっていても経費のこととか、つい知らない業者とか、友人の紹介に頼んでトラブルになることがままあります。その際は消費者センターの活用を。

11・12月の予定

無料法律相談日
11月19日(火)
午後6時30分～予約が必要です時間が限られていますので用件はまとめて。
10月のバザーは11月は16日(土) 12月は1日(日) 秋の市(日進町中央公園)で行います
午前9時30分よりご協力をお願いします。
土・日・祭日は休みです。

お知らせ

恒例年末パーティー!
日時 12月15日(日) 午後2時
場所 稲毛神社
今年のパーティーはどんな楽しみがあるのか乞うご期待



「いいじゃん川崎」
くらしの相談センターは、毎月第3土曜日にバザーを行っています。今年も「いいじゃん川崎」に参加しました。(日程が重なった)出店も増えています。いつでも販売も増えました。またセンターを知っていただくチャンスでもあります。一度バザーを見に来ませんか「お宝が手に入るかも！」

10月5日午後、稲城市東長沼で「相談センター開設の集い」が開かれ宮原春夫所長が招待されお祝いの挨拶をされました。
この日は冷たい雨にもかかわらず会場いっぱい総勢28名の熱気が溢れました。

「財政は運営資金とバザーと応援イベント、広告など工夫している」「頑張れば地域になくはない」「頑張りば地域になくはない」「頑張りば地域になくはない」と激励の挨拶をされました。

くらしの相談センター 稲城 開設の集いに参加

宮原所長は10年の経験から「要
求とは生き物で中
間報告が大事」

くらしの相談センターセミナー
私たちのこれから・・・
・終の栖は
・相続は、遺言は
・葬儀、お墓事情は

講師 木村教義氏
当くらしの相談センター専門相談員
(株)川崎中央プランナー代表取締役

日時: 11月10日(日)
開場午後1時45分 開会2時
場所: 東海道かわさき宿交流館
参加費: 資料代として300円

早めに来て
会館の観覧を
どうぞ!

川崎市川崎区
本町1-8-4
044-280-7321
東海道かわさき宿交流館
TOKAIDO KAWASAKI SHUKU KORYUKAN

宮原春夫所長
主催: くらしの相談センター 044-246-6823

「くらしの相談センターセミナー」
「終の栖・相続・遺言・葬儀・お墓事情は・・・」
講師 木村教義氏(当相談センター・専門相談員)
日時 11月10日(日) 午後2時より
場所 東海道かわさき宿交流館
参加費 資料代300円
主催 くらしの相談センター

「これからの人生を豊かに、安心して過ごすために」

10周年のつどい
反省会と懇親会
「10周年のつどい」の目的は、
1、市民に相談活動を広くPRする場。
2、参加者を通常の倍の取り組みにする。
3、財政問題にも効果をあげる。
広くPRするために、川崎市の後援(初めて)も受けて大きな実行委員会を作る。
取り組みの経過、会場の優先確保、考えられる最高の企画、2年越しの出演者との交渉、公施設での大量宣伝44カ所、1450枚。町会・商店街・老人

から「開設の集い」にご参加ありがとうございました。川崎における相談センター活動の実践を踏まえたお話しはこれからスタートする私たちの活動にとつて大きな励みとなりました。今後とも川崎の進んだ経験に基づくご指導とご協力をよろしくお願いいたします」とお礼の手紙が届きました。

10/5 「相談センター稲城開設の集い」宮原所長、井口まみ(多摩センター所長)と参加者の皆さん

28名の大型実
行委員会、事
務局と5回の
会議。記者会
見後の報道は
東京・神奈川・
赤旗・タウン
ニュース。
290名(チケット
は340名
以上)の参加
者数は必死の結
果。財政的に
も一定の貢献
ができました。
会場の雰囲気
がやがやと感
動が伝わって
きた(だよりNO
121号参照)
特に受付での
整理券の発行
は非常に勉強
になった。短
時間での敬老
祝い品の渡し
も良かった。
大きな実行委
員会を作りそ
してまとまっ
た結果が成功
につながった。

「10周年のつどい」の目的は、
1、市民に相談活動を広くPRする場。
2、参加者を通常の倍の取り組みにする。
3、財政問題にも効果をあげる。
広くPRするために、川崎市の後援(初めて)も受けて大きな実行委員会を作る。
取り組みの経過、会場の優先確保、考えられる最高の企画、2年越しの出演者との交渉、公施設での大量宣伝44カ所、1450枚。町会・商店街・老人

28名の大型実
行委員会、事
務局と5回の
会議。記者会
見後の報道は
東京・神奈川・
赤旗・タウン
ニュース。
290名(チケット
は340名
以上)の参加
者数は必死の結
果。財政的に
も一定の貢献
ができました。
会場の雰囲気
がやがやと感
動が伝わって
きた(だよりNO
121号参照)
特に受付での
整理券の発行
は非常に勉強
になった。短
時間での敬老
祝い品の渡し
も良かった。
大きな実行委
員会を作りそ
してまとまっ
た結果が成功
につながった。

印刷のご用命は
有限会社 協立印刷社
ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/
川崎区貝塚2-14-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業 近代書房
古書売買取
日本の古本屋 検索
☆インターネット販売を始めました☆
☆営業時間 10:00~20:00 定休日 木曜日
川崎市川崎区砂子2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

自賠責・各種健康保険取扱
鍼灸&在宅リハビリなら
川崎幸はりきゅう治療院
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241